

令和6年度

北海道奥尻高等学校入学者選抜の手引

奥尻町教育委員会

(令和5年10月)

目 次

令和6年度奥尻町立高等学校（北海道奥尻高等学校）推薦入学者選抜実施要項 1

令和6年度奥尻町立高等学校（北海道奥尻高等学校）一般入学者選抜実施要項 4

<資料>

令和6年度北海道奥尻高等学校入学者選抜における
学校裁量についての実施予定 9

北海道奥尻高等学校通学区域規則 10

令和6年度奥尻町立高等学校（北海道奥尻高等学校） 推薦入学者選抜実施要項

（令和5年10月 決定）

この要項（以下「奥尻推薦要項」という。）は、令和6年度の奥尻町立高等学校（北海道奥尻高等学校）の入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、当該校は平成29年度から奥尻町立奥尻中学校と連携型中高一貫教育を行っているが、入学者選抜においては、「連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項」に準じず、本実施要項により実施するものとする。

●北海道教育庁学校教育局学力向上推進課のホームページ

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gks/>

1 対象学科

全日制課程 普通科

ただし、出願できる者の範囲は、北海道奥尻高等学校通学区域規則（平成28年奥尻町教育委員会規則第5号）の定めるところによる。

2 推薦による入学者の範囲

全日制課程 普通科 40名のうち 30%程度

3 出願資格

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項（以下「道立推薦要項」という。）の「3 出願資格」に準じる。

【留意事項】

- 1 道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「一般要項」という。）、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項（以下「市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

4 出願の受付

道立推薦要項の「4 出願の受付」に準じる。

※ 留意事項に関しても同様

5 出願の手続

道立推薦要項の「5 出願の手続」に準じる。ただし、写真台紙、受検票については、別記、北海道奥尻高等学校様式とし、入学願書及び入学検定料については、次のとおりとする。

※ 道立推薦要項の5（2）の留意事項については該当しない。

(1) 入学願書

令和6年度奥尻町立高等学校（北海道奥尻高等学校）一般入学者選抜実施要項で定める入学願書と同様とする。

また、留意事項については道立一般要項に準じる。ただし、「学校教育局学力向上推進課」を「奥尻町教育委員会」（以下「町教委」という。）とする。

(2) 入学検定料

北海道奥尻高等学校の授業料等に関する条例（平成27年条例第30号）に定める金額（2,200円）を、現金または郵便小為替により奥尻町に納入し、領収書の写しを入学願書に添えて同封すること。

6 出願状況の発表

道立推薦要項の「6 出願状況の発表」に準じる。

※ 留意事項に関しても同様

7 出願変更

道立推薦要項の「7 出願変更」に準じる。

8 面接等

道立推薦要項の「8 面接等」に準じる。実施内容については、本手引きの9ページにある資料「令和6年度北海道奥尻高等学校入学者選抜における学校裁量についての実施予定」のとおり行う。

なお、会場は北海道奥尻高等学校にて行う。（※ 留意事項に関しても同様）

ただし、奥尻町以外からの出願者については、「令和6年度 北海道奥尻高等学校 奥尻町以外からの出願に係る入学者選抜における遠隔面接実施要項」の条件を満たしたものに限り、遠隔面接を実施することができる。

9 選抜の方法

道立推薦要項の「9 選抜の方法」に準じる。

10 合格内定者の通知及び入学の確約

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」に準じる。

※ 留意事項に関しても同様

11 合格内定者数の発表

道立推薦要項の「11 合格内定者数の発表」に準じる。

※ 留意事項に関しても同様

12 再出願

道立推薦要項の「12 再出願」に準じる。

※ 留意事項に関しても同様

13 合格発表

道立推薦要項の「13 合格発表」に準じる。

※ 留意事項に関しても同様

14 北海道教育委員会への報告

道立推薦要項の「14 北海道教育委員会への報告」に準じる。

15 その他

道立推薦要項の「15 その他」に準じる。

※ 留意事項に関しても同様

ただし、「学校教育局学力向上推進課長」を「町教委」とする。

令和6年度奥尻町立高等学校（北海道奥尻高等学校） 一般入学者選抜実施要項

（令和5年10月 決定）

この要項（以下「奥尻一般要項」という。）は、令和6年度の奥尻町立高等学校（北海道奥尻高等学校）の入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、当該校は平成29年度から奥尻町立奥尻中学校と連携型中高一貫教育を行っているが、入学者選抜においては、「連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項」に準じず、本実施要項により実施するものとする。

- 北海道教育庁学校教育局学力向上推進課のホームページ
<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gks/>

1 募集人員

全日制課程 普通科 40名

2 出願資格

道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「道立一般要項」という。）の「2 出願資格」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項、道立推薦要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに本要項を除く市町村立高等学校の入学者選抜実施要項（以下「他の市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

3 出願できる高等学校

出願できる高等学校は、北海道奥尻高等学校通学区域規則（平成28年奥尻町教育委員会規則第5号）の定めるところによる。

4 出願できる学科

出願できる学科 全日制課程 普通科

5 出願の受付

道立一般要項の「5 出願の受付」に準じる。

※ 留意事項に関しても同様

6 出願の手続

道立一般要項の「6 出願の手続」に準じる。ただし、写真台紙及び受検票については、別記、北海道奥尻高等学校様式とし、入学願書及び入学検定料については、次のとおりとする。

※ 道立一般要項の6(2)アの留意事項の1については該当しない。

(1) 入学願書

奥尻一般要項で定める入学願書とする。

また、留意事項については道立一般要項に準じる。ただし、1における「学校教育局学力向上推進課」を「奥尻町教育委員会」（以下「町教委」という。）とする。

(2) 入学検定料

北海道奥尻高等学校の授業料等に関する条例（平成27年条例第30号）に定める金額（2,200円）を、現金または郵便小為替により奥尻町に納入し、領収書の写しを入学願書に添えて同封すること。

7 出願状況の発表

道立一般要項の「7 出願状況の発表」に準じる。

※ 留意事項に関しても同様

8 出願変更

道立一般要項の「8 出願変更」に準じる。

※ (2)ア(ア)の留意事項の2における「通学区域規則第3条又は第4条」を10ページにある「北海道奥尻高等学校通学区域規則（平成28年奥尻町教育委員会規則第5号）第4条又は第5条」とする。

9 学力検査

道立一般要項の「9 学力検査」に準じる。

※ (5)の留意事項の2(4)における「所轄の教育局長及び学校教育局学力向上推進課長」を「町教委、檜山教育局長及び学校教育局学力向上推進課長」とする。

10 面接等

道立一般要項の「10 面接等」に準じる。なお、実施内容については、本手引きの9ページにある資料「令和6年度北海道奥尻高等学校入学者選抜における学校裁量についての実施予定」のとおり行う。

※ 留意事項に関しても同様

11 学力検査及び面接等の会場

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」に準じる。

※ 留意事項に関しても同様

なお、奥尻町以外の地域に保護者の住所の存する出願者は、市立函館高等学校で受検することができる。

12 委託受検

- (1) 北海道内の離島及び5級のへき地の学校に就学すべき地域に保護者の住所の存する出願者又は保護者の住所の移転に伴い出願変更をした出願者のうち、出願先の高等学校で学力検査を受検することが著しく困難な者の委託受検については、道立一般要項の「12 委託受検」に準じる。

- (2) 奥尻町以外の地域に保護者の住所の存する出願者は、市立函館高等学校において委託受検（以下「奥尻型委託受検」という。）ができる。手続きについては、道立一般要項の「12 委託受検」に準じる。

13 追検査

道立一般要項の「13 追検査」に準じる。

なお、会場は北海道奥尻高等学校とし、委託受検会場については設定しない。

※ 留意事項に関しても同様

14 入学者の選抜

道立一般要項の「14 入学者の選抜」に準じる。

※ 留意事項に関しても同様

15 合格発表

道立一般要項の「15 合格発表」に準じる。

※ 留意事項に関しても同様

16 合格者の追加

道立一般要項の「16 合格者の追加」に準じる。

※ 留意事項に関しても同様

17 第2次募集

道立一般要項の「17 第2次募集」に準じる。

※ 留意事項に関しても同様

ただし、(6)における入学願書及び入学検定料については奥尻一般要項「6 出願の手続」に定めるものとする。

18 道外からの出願者の手続

道立一般要項の「18 道外からの出願者の手続」に準じる。

19 学力検査の得点の情報提供

道立一般要項の「19 学力検査の得点の情報提供」に準じる。

※ 留意事項に関しても同様

20 北海道教育委員会への報告

道立一般要項の「20 北海道教育委員会への報告」に準じる。

21 その他

道立一般要項の「21 その他」に準じる。

※ 留意事項に関しても同様

ただし、「学校教育局学力向上推進課長」を「町教委」とする。

※受検番号

入学願書

令和 年 月 日

北海道奥尻高等学校長 様

出願者署名

保護者等署名

貴校に入学したいので、許可してください。

出願 課程	全日制の課程	出願学科	第1志望		第2志望		第3志望	
			普通科		科		科	
出 願 者	ふりがな 氏 名		昭和・平成 年 月 日生		ふりがな 氏 名			
	現住所	〒□□□□-□□□□		保 護 者 等	現住所	〒□□□□-□□□□		
	出身(在籍) 中学校				電話	番		
	中学校卒業 (卒業見込) 年 月 日	平成・令和 年 月 日 卒業 卒業見込			出願者 との関係			
入学者選抜における特別な配慮の希望の有無					有 ・ 無			
全日制の課程の 普通教育を主と する学科へ就学 するときの区分	1 北海道奥尻高等学校通学区域規則第3条による就学 2 北海道奥尻高等学校通学区域規則第4条による就学(道内) 3 北海道奥尻高等学校通学区域規則第4条による就学(道外) 4 北海道奥尻高等学校通学区域規則第5条第1号による就学 5 北海道奥尻高等学校通学区域規則第5条第2号による就学							
備 考								

記入上の注意

- 「出願者の生年月日」、「出願者の中学校卒業年月日」、「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」及び「全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分」の欄は、該当する文字又は記号を○で囲むこと。
- 「出願者」の欄の中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。
- ※印の欄は記入しないこと。
- 推薦入学者選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に㊦と朱書すること。

写真台紙

※受検番号

ふりがな 出願者氏名	
出身（在籍）中学校	
高等学校	北海道奥尻高等学校
課程	全日制の課程
学科	普通科

（縦7cm、横5cm）

写真を貼る位置

（出願前3か月以内に
上半身を正面から撮影したもの）

- （注）1 ※印の欄は、記入しないこと。
 2 出身（在籍）中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。
 3 推薦入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に㊦と朱書すること。

＜資料＞

令和6年度（2024年度）北海道奥尻高等学校受検票

※受検番号

一般入学者選抜の日程

ふりがな 出願者氏名	
出身（在籍）中学校	
高等学校	北海道奥尻高等学校
課程	全日制の課程
学科	普通科

記入上の注意

- 出身（在籍）中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 推薦入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に㊦と朱書すること。

日時：令和6年3月5日（火）

検査時間	第1部	国語	9:20～10:15
	第2部	数学	10:35～11:30
	第3部	社会	11:50～12:45
	第4部	理科	13:35～14:30
	第5部	英語	14:50～15:45
持参品	ア 受検票		
	イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス、鉛筆削り及び腕時計 <small>なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンを含む。）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。</small>		
	ウ 上履き及び昼食		

北海道奥尻高等学校通学区域規則

平成27年12月21日 奥尻町教育委員会規則 第4号

平成28年 8月29日 奥尻町教育委員会規則 第5号

(目 的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第1項の規定に基づき、北海道奥尻高等学校(以下「奥尻高等学校」という。)の通学区域(以下「学区」という。)について定めることを目的とする。

(通学区域)

第2条 奥尻高等学校への就学(転学若しくは編入学又は転籍による場合も含む。以下同じ。)に係る学区は、別表のとおりとする。

第3条 奥尻高等学校へ就学しようとする者(以下「就学希望者」という。)は学区内にその保護者(就学希望者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人をいう。以下同じ。)の住所の存する者とする。

(学区外就学)

第4条 毎学年の初めにおける第1学年の入学の場合において、第3条に規定する就学希望者以外の国内全域の就学希望者は、前条の規定にかかわらず、第1学年の生徒の入学定数に100分の50を乗じて得た数の範囲内で奥尻高等学校に就学することができる。

第5条 次の各号に掲げる北海道内の地区に保護者の住所が存するときは、就学希望者は、第3条の規定にかかわらず奥尻高等学校に就学することができる。

- (1) へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)により指定されている3級以上のへき地学校の設置されている地域に存するとき。
- (2) 前号の場合を除き、就学すべき公立の高等学校への通学に極めて困難な地域に存する場合で、かつ、奥尻高等学校に就学することを希望するとき。

第6条 奥尻高等学校の生徒の保護者の住所に変更があった場合においては、引き続き就学することができる。

(教育長への委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)において北海道奥尻高等学校の規定を削除する改正条例が施行された日の翌日から施行する。

ただし、この規則の施行日以降最初に北海道奥尻高等学校の第1学年に入学する者に係る就学にあつては、この規則の施行日前であってもこの規則が施行されたものとみなして、この規則の規定を適用する。

- 1 平成28年3月31日以前に奥尻高等学校の第1学年に入学し、在籍する者及びその学年に係る就学については、北海道立高等学校通学区域規則(平成16年北海道教育委員会規則第1号)による。

附 則 (平成28年8月29日 奥尻町教育委員会規則 第5号)

(施行規則)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表

就学すべき高等学校	通学区域
北海道奥尻高等学校	北海道立高等学校通学区域規則の一部を改正する教育委員会規則(平成27年北海道教育委員会規則第10号)による改正前の北海道立高等学校通学区域規則で定める学区(檜山学区)